

## 第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開

### 1. 基本理念

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

このため、子どもの権利と最善の利益を尊重し、子ども・子育て家庭を総合的に支援するとともに、子どもの育ちと子育てを社会全体で支えることの重要性は、ますます高まっています。国においては、令和5年4月に、子どもの利益を最優先に考えた取組や政策を国の中心に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども家庭庁」が発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、包括的な基本法として「こども基本法」が施行されたところです。

こうした中で、本市においても、同様の傾向がみられることから、子育て家庭のニーズに応えるため、子育て支援サービスの充実に取り組むとともに、子育てに関する不安や孤立感、経済的負担を軽減し、子育てに希望を持つことができるよう、きめ細かな相談体制の充実、親と子の居場所づくり、地域全体で子どもと子育てを支える環境づくりが求められています。

以上のような状況を踏まえ、今回、本市が策定する第3期計画において、基本理念として、「みんなで「こどもをまんなか」に えがおあふれるまち“ひた”」を掲げ、子どもたちの権利と最善の利益を保障するとともに、子ども一人ひとりが、家庭や地域、学校で支えられながら、心身ともに健やかに成長できる、笑顔があふれる社会の実現に向けた取組を推進します。

また、こうした取組がより一層推進されるよう、計画期間中の令和8年4月に、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども施策の司令塔となる「こども総合部」を創設し、こどものライフステージを通じた切れ目のない支援が可能となるよう、総合的な支援体制を構築することとしております。

#### ◇基本理念◇

みんなで「こどもをまんなか」に  
えがおあふれるまち“ひた”

## 2. 基本目標

子ども・子育て支援の推進にあたっては、福祉保健分野のみならず、教育分野など関係するすべての分野が連携し、総合的に取り組む姿勢が重要です。

このため、本計画では、基本理念のもと、令和8年4月にこども施策の司令塔となる「こども総合部」を創設し、次の5つの基本目標を定め、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考えながら、総合的に各種施策を展開します。

### (1) ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現

子どもの健やかな成長を支えるため、「こども総合部」が中心となり、子どもが妊娠出産期、乳幼児期、学童期、青年期の育ちの段階に応じ、ライフステージを通じて切れ目なく、個々の状況に応じて、福祉・保健、教育などの分野を超えて総合的な支援が受けられるよう、きめ細かな支援体制を整備します。

### (2) 幼児期の教育・保育の充実

子育て家庭が、安心して子どもを預けることができるよう、引き続き認定こども園や保育園などの教育・保育施設の充実を図るとともに、小規模保育事業など様々な保育事業の拡充と質の確保に努め、子どもの教育・保育の環境整備を推進します。

また、令和11年4月に移転・開園を予定している「日田市立高瀬こども園」においては、引き続き、災害時における他園からの児童の受入れなどのほか、「こども総合部」の理念を具現化する市直轄の園として、市内の多様な子育てニーズに対応できるよう、園に所属する保育士等の専門人材の支援スキルの向上に取り組み、市内の教育・保育施設の模範となる園を目指します。

### (3) 地域における子ども・子育ての支援

引き続き身近な地域で子育てに関する相談支援が受けられる「地域子育て支援拠点事業」に取り組むとともに、小学校の放課後等に家庭に代わる居場所となる「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」については、利用を希望する児童が適切に利用できるよう、受け入れの拡充を進めます。

また、令和8年4月から新たに、保育園等に通っていない家庭の子どもを対象に預かりを行う「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を導入し、すべての子ども・子育て家庭を支援します。

このほか、天候など外的環境に左右されることなく、子どもが安心して過ごせる遊び場などの充実に向けて取り組みます。

#### (4) 特に専門的な知識及び技術を要する支援の推進

特に児童虐待の防止の観点から、令和8年度から「児童育成支援拠点事業」を新たに委託する児童家庭支援センター「陽(ひなた)」とともに、支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て資源を活用しながら、虐待の予防に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、特に専門性を要する事案に対してはきめ細かな支援を推進します。

また、特別な支援が必要な場合や、海外にルーツを持つ子どもなどが、地域の中で健やかに育つことができるように、多様な背景に配慮しながら、保健、医療、福祉、教育等の各種施策が円滑に連携し、総合的な取組を推進します。

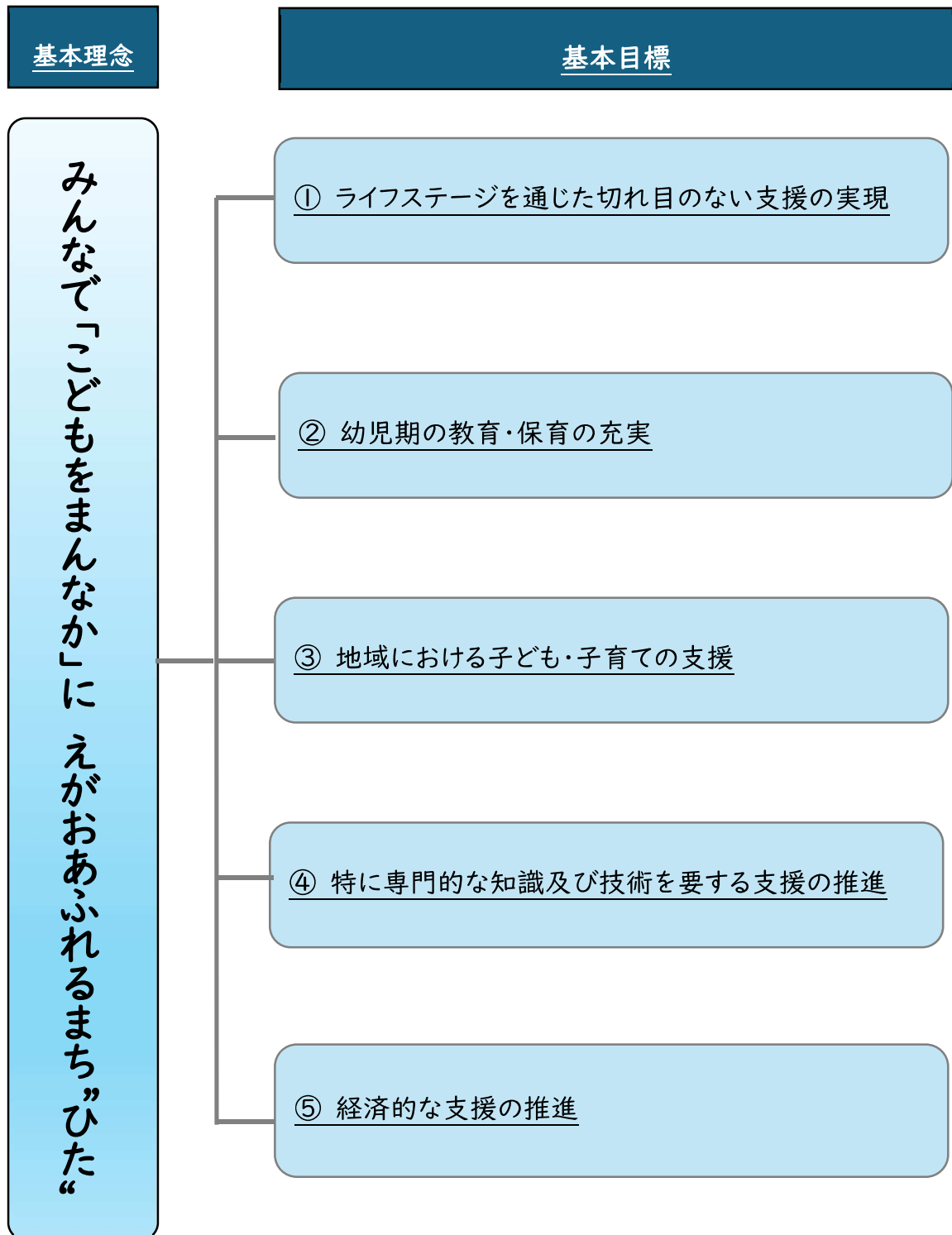
#### (5) 経済的な支援の推進

子育てに要する費用は、教育・保育、医療費など多岐にわたっており、経済的な支援は市民ニーズが高い分野の一つです。特に、ひとり親家庭や障がいをもつ子どもがいる家庭については、より多くの支援が必要であることを踏まえ、引き続き、制度の周知を含め、子ども・子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とした各種支援を推進します。また、放課後児童クラブの利用料については、保護者ニーズにも十分に耳を傾けながら軽減に向けて取り組みます。

### 3. 施策体系

本計画では、基本理念及び5つの基本目標を踏まえ、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の施策について、次の体系を定めます。

#### ◇施策体系◇



## 4. 計画を推進するための施策の展開

本計画の5つの基本目標の達成に向けて、次の施策を展開します。

### (1) ライフステージを通じた切れ目のない支援の実現

#### ◇主な取組◇

No.	取り組み	概要
1	家庭訪問型子育て支援事業	子育て家庭の育児の不安を軽減するため、ひきこもりがちな家庭を訪問し子育て支援を行うボランティアの派遣や育成を行うもの。
2	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するための助成を行うもの。
3	育児等保健指導事業（ペリネイタル・ビジット事業）	育児不安を持つ妊産婦に産婦人科と小児科医が連携し、小児科医による育児に関する保健指導を提供することにより、育児不安の解消を図るもの。
4	産後ケア事業	出産後の母親と赤ちゃんの健康と幸福を支えるための重要な取り組みで、出産後の女性が心身ともに健康を保ち、安心して子育てができるように支援するもの。
5	子育て世代包括支援センター事業	妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援の充実を図るため、妊娠期から切れ目のない子育てに関する総合的な支援を行うもの。
6	出産・子育て応援交付金事業	妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、相談支援と経済的支援を一体的に行うもの。
7	妊産婦健康診査事業	妊産婦健康診査を行うことで、経済的な負担の軽減を図るとともに、妊娠中や産後間もない時期の心身の健康状態を確認し必要な支援を行うもの。
8	乳幼児健康診査事業	心身とも健やかに成長できるように、乳幼児期における発達状況の確認などを行うもの。
9	5歳児発達相談会事業	対人関係や社会性の発達が著しい5歳児の発達等を相談会にて確認し、必要な支援や就学に向けた準備を促すもの。
10	妊産婦健診等支援事業	遠方で出産する必要がある妊婦に対し、分娩施設までの移動にかかる交通費及び出産まで待機するための宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図るもの。
11	こども総合相談体制整備事業	こどもや若者、保護者等からの相談に総合的に対応するため、相談支援体制の整備を行うもの。

(2) 幼児期の教育・保育の充実

◇主な取組◇

No.	取り組み	概要
1	社会福祉法人等施設整備費補助事業	安心・安全な教育・保育の環境を整えるため、老朽化した園の施設整備を行う民間法人に対しその費用の一部を補助するもの。
2	保育士等確保定着事業	市外の日田市出身学生のUターン促進を目的とした保育士養成校への訪問、社会福祉協議会が行う福祉のしごと就職フェア、並びに商工労政課が行う高校生向けの就職応援事業に参加するもの。
3	公立教育・保育施設民間委託事業	公立の認定こども園における教育・保育の実施・質の改善および行政の効率化を図るため、教育・保育施設の運営実績のある民間法人に公立施設の運営を委託するもの。
4	公立教育・保育施設整備事業（高瀬こども園）	築47年が経過し、施設の老朽化が進む高瀬こども園の施設の移転整備を行うもの。
5	一時預かり事業（幼稚園型）	認定こども園に通園する1号認定の児童を対象とし、教育標準時間終了後、家庭での保育が困難となる場合に、通園している認定こども園において一時的に預かるもの。
6	一時預かり事業（一般型）	認定こども園や保育園に通園していない児童を対象とし、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、認定こども園や保育園等において一時的に預かるもの。
7	延長保育事業	認定こども園や保育園などの定期的な教育・保育において、保育短時間の前後の時間に延長して保育を行う場合や、保育標準時間の後の時間に延長して保育を行うもの。
8	病児保育事業	病気や病気の回復期にある子どもを持つ保護者の就労等を支援するため、専用施設において、看護師等による保育等を提供するもの。
9	障害児保育事業	認定こども園等における障がい児や医療的ケア児の受け入れを促進するため、保育士や看護師の加配を行う受け入れ施設に対して補助等を行うもの。
10	保育補助者雇上強化事業	保育業務の軽減、また離職防止を図るとともに、働きやすい環境整備や保育の質の向上のため、補助者雇上の費用を補助するもの。

### (3) 地域における子ども・子育ての支援

#### ◇主な取組◇

No.	取り組み	概要
1	放課後児童健全育成事業	放課後における子どもの安全で健やかな居場所を提供するため、放課後児童クラブの運営を委託するもの。
2	子ども・子育て支援事業計画推進事業	「第3期日田市子ども・子育て支援事業計画」をより実効性のある計画とするため、実施事業の進捗状況を把握するとともに、計画全体の点検・評価とその結果を公表するなど、施策等の改善につなげるもの。
3	地域子育て支援拠点事業	子育て家庭に対する育児支援を行うため、子育てに関する不安や悩みを相談できる場所（地域子育て支援センター）を提供するもの。
4	子育てサービス利用者支援事業	子育て世帯が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、市に利用者支援専門員を配置して情報の提供や相談・援助を行うもの。
5	子どもの居場所づくり補助金交付事業	子どもの居場所づくりのため、食事の提供と学習支援や体験活動を実施する社会福祉法人等に対して、事業の立ち上げや実施に要する経費に対し補助金を交付するもの。
6	放課後子ども総合プラン事業	放課後の子どもを対象に、地域の人材を活用した多様な体験や学習活動を提供するため、放課後子ども教室の運営を行うもの。
7	コミュニティ・スクール運営事業	学校運営に地域の人々や保護者が参画することで、学校運営に地域のニーズを反映させ、地域の特色を生かした学校づくりと子どもの健全育成を図るもの。
8	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	登下校時に通学路等の巡回を行う学校安全ボランティア（スクールガード）の保険料等を支払うもの。
9	中学生学びアップ事業	中学生の学ぶ意欲を高めるとともに、学力の定着と向上を図るため、希望者を対象に数学の教室を開催するもの。

(4)特に専門的な知識及び技術を要する支援の推進

◇主な取組◇

No.	取り組み	概要
1	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が家庭を訪問し、家事や子育てに対する不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどを支援するもの。
2	子ども家庭総合支援拠点事業	子育てに関する悩みや児童虐待など様々な課題の解消を図るため、ソーシャルワーク機能を担い、必要な支援業務を行うもの。
3	支援対象児童等見守り強化事業	要支援児童等の居宅を訪問し、子どもの安否確認や状況把握をしながら、食事の提供、学習・生活指導支援等を行うもの。
4	児童育成支援拠点事業	家庭や自身に課題を抱え、様々な困難な状況にある子どもたちが、安心して過ごせる居場所を提供し、子どもたちの自立する力を育むため、学習サポート、遊び、食事提供や生活習慣の形成のためのサポートを行うもの。
5	児童生徒の自立支援事業	不登校等の児童生徒及び保護者等の支援を行うため、臨床心理士等の専門スタッフを配置するほか、不登校児童生徒の教育を受ける機会の確保を図るため、フリースクール利用家庭に対する利用料の補助を行うもの。
6	特別支援教育活動サポート事業	特別な支援を必要とする児童生徒への個別の対応や学習理解の促進を図るため、対象となる学校に補助職員を配置するもの。
7	小中学校医療的ケア児支援事業	医療的ケアが必要な児童生徒に対して、児童生徒の教育機会を保障するとともに、保護者の負担軽減を図るため、看護師を派遣し医療的ケアを実施するもの。

(5) 経済的な支援の推進

◇主な取組◇

No.	取り組み	概要
1	実費徴収給付事業	保育の必要性の認定を受けた子どもの保護者が、認定こども園・保育園・地域型保育事業で支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用その他類する費用として市が定めるものの全部又は一部を助成するもの。
2	放課後児童クラブ保護者負担金助成事業	放課後児童クラブを利用する低所得世帯への経済的支援を図るため、生活保護世帯等の児童を対象に保護者負担金を助成するもの。
3	子ども・子育て支援給付事業	私立の認定こども園や保育園等に給付費を給付するもの。また、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、0歳から5歳児までの保育料を完全無償化するもの。
4	施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化に伴い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、一時預かり等のサービスの利用料を無償化するもの。
5	母子寡婦福祉会補助金交付事業	母子家庭等の福祉の向上のため、社会的・経済的に弱く不安定な立場にある母子家庭等の母親が自助・相互扶助を目的に運営している日田市母子寡婦福祉会に対し、補助を行うもの。
6	子ども医療費助成事業	子どもの疾病の早期発見・治療促進と子育て家庭の経済的支援を図るため、高校生世代までの子どもに係る医療費を全額助成するもの。
7	学校給食運営事業	児童生徒の心身の健全な発達と食育の推進を図るとともに、保護者の経済的負担軽減のため、学校給食費を無償化するもの。
8	奨学資金貸付事業	向学心に富み、学業その他の優れた資質を有する者が経済的理由により高等学校等に修学が困難な場合に学資を貸与するもの。
9	みどりの給付型奨学金事業	向学心に富み、学業その他の優れた資質を有する者が経済的理由により高等学校等に修学が困難な場合に入学に必要な資金を給付するもの。
10	特別支援学級就学奨励事業	特別支援学級に在級する生徒並びに通級指導教室に通級する児童生徒の保護者に対して就学上必要な経費の一部を援助するもの。

11	要保護準要保護就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対して、学用品費、給食費等の必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図るもの。
12	小学校確かな学力育成支援事業	児童の学習意欲及び学力向上を図るため、AIドリルを含めた補助教材購入の公費負担、市独自の学力調査の実施等を行うもの。
13	中学校確かな学力育成支援事業	生徒の学習意欲及び学力向上を図るため、AIドリルを含めた補助教材購入の公費負担、市独自の学力調査の実施等を行うもの。